

建築設計委託要領書

流山市教育委員会

1 適用範囲

本要領書は、流山市教育委員会における建築設計要領とする。

2 一般事項

- (1) 各工事の中で、本体工事と付随する工事（機械設備・電気設備等）が、発生する場合は、付随する工事ごとに設計を行い、設計書作成（分離・本体一括）は、監督員と協議し決定する。
- (2) 特別な工法、特許製品を使用する場合は、監督員の承諾を得ること。
- (3) この要領書に記載された図書類は、全て最新版とする。
- (4) 要領書に記載された内容であっても、特に指示のあった場合は、その指示を優先する。
- (5) 建築規模・直接工事費及び共通仮設費（積上げ計上項目）の額は、指示のあった規模・金額とし、特別な理由でこれを超える場合は、監督員の指示による。
- (6) 計画条件等を現場状況等により変更する場合は、監督員と協議し、指示を受ける。

3 現地調査

建築設計、施工計画にあたり、工事に対する諸条件を確認するために十分な現地調査を行い、監督員と協議すること。

4 設計

- (1) 設計の基準となるものは、「公共建築工事標準仕様書」（官庁営繕関係統一基準）とする。
- (2) ホルムアルデヒド及びVOC対策（材料及び完成後の検査等）について、配慮すること。特に、学校施設については、文部科学省が定める「学校環境衛生の基準」に抵触しないよう、材料の選定には細心の注意を払うこと。
- (3) 新築対象施設の面積表の作成にあつては、「公立学校施設整備に係る質疑、建物面積算定方法及び対象経費による」（文部省教育助成局施設助成課長通知）による。
- (4) 色彩計画については、あらかじめ資料を作成し、監督員と協議すること。
- (5) その他防災計画、セキュリティ計画、情報設備計画、サイン計画等の詳細については、監督員の指示による。

5 積算

- (1) 積算の基準については、公共建築工事積算基準、公共建築数量積算基準及び公共建築設備数量積算基準（官庁営繕関係統一基準）とする。
- (2) 積算業務は、原則として積算士が行うこと。
- (3) 労務単価は、三省協定の最新版又は監督員の指示による単価とする。
- (4) 複合単価の優先順位は、原則として下記による。
 - ア 刊行物
建設物価、建築コスト情報、積算資料、建築施工単価及び監督員の指示による単価とする。
 - イ 公共建築工事標準歩掛り（官庁営繕関係統一基準）
 - ウ その他建設物価調査会及び経済調査会発行の歩掛り
 - エ 3社以上の見積り、カタログ価格に適切な掛け率を乗じた価格
- (5) 前号アによる場合については、単価比較表（市指定様式）を作成し、提出する。
- (6) 見積りにより単価を決定し、メーカーリストに記載された資材・機器等は、記載されたメーカーの全てより見積りを徴収する。
- (7) その他詳細は、監督員の指示による。

6 図書等提出期日

次に掲げる図書等は、指定した期日までに監督員に提出すること

- ・基本設計に基づく工事費概算書（令和3年5月31日までとする。）
（ただし、積算の目標となる概算工事費については令和3年3月中旬とする。）
- ・実施設計に基づく工事費概算書（令和3年9月中旬までとする。）
- ・成果品のうち設計図面、工事費内訳書、単価比較表、代価表、見積り書数量調書（令和4年1月31日までとする）

